

## 介護施設等における二酸化炭素濃度測定器購入費用助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 松戸市内の介護施設等における新型コロナウイルス感染症の感染リスクの低減を図るため、適切な換気を行うことを目的として設置した二酸化炭素濃度測定器の購入経費に対し、この要綱に基づき、予算の範囲内において、介護施設等における二酸化炭素濃度測定器の購入費用助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次号に定めるところによる。

- (1) 介護施設等 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という）第8条第1項に規定する居宅サービス（居宅療養管理指導を除く。）、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第24項に規定する居宅介護支援、同条第25項に規定する施設サービス、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定により、なおその効力を有するものとされた法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設、法第8条の2第16項に規定する介護予防支援及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6第1項に規定する軽費老人ホーム、第29条第1項に規定する有料老人ホームをいう。

### (助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のすべてを満たす事業者とする。

- (1) 松戸市内に事業所を設置していること。
- (2) 申請日時点において事業所等を休止していないこと。
- (3) 申請月の翌月末日までに事業所を休止または廃止を行う予定がないこと。
- (4) 介護施設等を運営する法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。
- (5) 代表者、役員その他の当該団体に実質的に関与している者が松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) この要綱と同様の趣旨により二酸化炭素濃度測定器を購入し、他の制度による助成金の交付を受けていない、又は受けようとしていないこと。

2 補助金の申請及び交付及びその手続きについては、原則として介護施設等を運営する法

人が対象の介護事業所について一括して行うものとする。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、介護施設等の適切な換気を行うことを目的として設置した二酸化炭素濃度測定器の購入経費であって、令和3年10月1日から令和4年2月28日までに購入したものであること。ただし、次に掲げる方法で購入する場合は対象にならない。

- (1) 自社内部の取引
- (2) オークションによる購入
- (3) フリーマーケットによる購入
- (4) 中古品の購入
- (5) 市場価格に比して著しく購入価格が高額であるものを購入

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、1事業所あたり2万2千円を上限に助成対象とする。

(交付の申請等)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 介護施設等における二酸化炭素濃度測定器購入費用助成金交付申請書(第1号様式)
- (2) 介護施設等における二酸化炭素濃度測定器購入費用助成金交付申請事業所一覧表(第2号様式)
- (3) 介護施設等における二酸化炭素濃度測定器購入費用助成金交付請求書(第3号様式)
- (4) 宣誓書兼個人情報利用同意書(第4号様式)
- (5) 助成対象経費に係る領収書の写し
- (6) その他市長が必要を認める書類

2 市長は、前項の申請及び請求があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、助成金を交付するものとする。

(交付決定通知)

第7条 前条第2項の規定による交付の可否の決定は、介護施設等における二酸化炭素濃度測定器購入費用助成金交付決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付の取消し等)

第8条 市長は、助成金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受

けたと認めるときは、交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(二酸化炭素濃度測定器の管理)

第9条 助成金の交付を受けた者は、事業の趣旨を理解し、二酸化炭素濃度測定器を活用して適切な換気を行うことに努めることとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月16日から施行する。

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

(第1号様式)

介護施設等における二酸化炭素濃度測定器購入費用助成金交付申請書

令和 年 月 日

松戸市長

法人所在地  
法人名称  
代表者職氏名

介護施設等における二酸化炭素濃度測定器購入費用助成金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記の通り助成金の交付を申請します。

記

1 対象事業所	対象事業所一覧表のとおり		
2 担当者氏名 連絡先	氏名		
	連絡先	(日中連絡がつく電話番号)	
	メールアドレス		
3 測定器の購入 に要した経費	円	4 助成金申請額 ※1事業所あたり 上限22,000円	円

(第2号様式)

介護施設等における二酸化炭素濃度測定器購入費用助成金交付申請事業所一覧表

法人名：

1	事業所種別	事業所名称	事業所所在地 (松戸市)	事業所番号 (該当する場合のみ記入)										備考	
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
													事務処理欄		

(第3号様式)

介護施設等における二酸化炭素濃度測定器購入費用助成金交付請求書

令和 年 月 日

松戸市長

法人所在地

法人名称

代表者職氏名

印

介護施設等における二酸化炭素濃度測定器購入費用助成金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記の通り請求します。

記

1 請求金額

円

2 振込先

銀行	口座名義(カナ)													
	金融機関名	支店名	口座番号											
			普通・当座											
ゆうちょ銀行	口座名義(カナ)													
	通帳の記号					通帳の番号(右詰め)								
	1				0			-						

(第4号様式)

宣誓書兼個人情報利用同意書

令和 年 月 日

松戸市長

法人所在地

法人名称

代表者職氏名

⑩

介護施設等における二酸化炭素濃度測定器購入費用助成金交付申請にあたり、次のとおり宣誓します。また、下記について、市が確認のため、必要な官公署に個人情報等を照会することに承諾します。

- 1 松戸市市税条例（平成27年条例第12号）に規定する市税を滞納していません。
- 2 申請内容に虚偽はありません。申請内容に虚偽があった場合は、助成金の返還等松戸市の指示に従うとともに、事業者名簿等を公表される場合があることに同意します。
- 3 設置状況の確認のため、市が現地調査を行う場合は協力します。